

2013年3月10日
JSAF 外洋安全委員会

JSAF 加盟団体 各位

JSAF 特別加盟団体 各位

「JSAF 海岸局に関する 2 規程の改訂」

謹啓

各加盟団体におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

3月2日(土)に開催された公益財団法人日本セーリング連盟の理事会にて下記2規程の改正が承認されましたのでここにお知らせします。新規程は別紙を参照ください。

改正の内容は2月に宜野湾(沖縄)で開催された外洋合同委員会にて発表した内容と同じです。改めて改正のポイントなどをあわせてお知らせします。

「JSAF 所属海岸局管理規程」と「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」の改訂に関して。

【改訂の理由】

1. 所管委員会の消滅：規定を所管していた通信委員会が組織改編と共に無くなっている。
2. 現状の実態と乖離：1999年に制定されて以来、一切改訂されておらず現状の運用実態と大きく乖離している。
3. 便益性の向上：規程を整備し、JSAFの財産である国際VHF71ch・74chを利用しやすくすることにより、会員の便益性向上を図る。

【前提】

1. 国際VHF71chおよび74chは国からJSAFに使用を許可されたチャンネルである。
2. 国際VHF71chおよび74chを使用するには、船舶局は海岸局へ加入しなければならない。

■「JSAF 所属海岸局管理規程」の改訂内容（「無線海岸局の開局・維持・廃局規定」参照）

【改訂の骨子】

1. 業務の分担の明確化

現規定では各無線海岸局の運営管理までも JSAF の規程で細かく定めていた。しかし無線海岸局の運営は費用面を含め加盟団体が行うこととなっており、実態もそうであった。

従って、各無線海岸局の運営方法まで本規程で定めていても全く有用ではなかった。改訂案では JSAF と加盟団体それぞれの業務分担を明確化した。

- ・ 各無線海岸局の運営管理=加盟団体の業務
- ・ VHF71ch と 74ch 周波数の使用許可（海岸局開局の許可）=JSAF の業務

【主な改訂点】

1. タイトルの変更

規程内容の変更に伴い、その内容を端的に表すため「JSAF 所属海岸局管理規程」から「無線海岸局の開局・維持・廃局規定」へタイトル変更。

2. 海岸局の開局および廃局は所属加盟団体および特別加盟団体の任意とする。

開局する場合は JSAF に届け出て許可を得ること。廃局する場合は JSAF に届け出ること。

3. 無線海岸局の運用に関する細かな条項を全て削除。

ただし、法令に基づいた適正な運用を行うという条項は記載。（第 3 条参照。）

4. 財産権の非行使を明記。

71ch/74ch は JSAF に付与されたチャンネルのため、届出上無線海岸局の設備は JSAF の設備として登録される。しかし、無線海岸局の開局～維持～廃局に至る費用一切は当該加盟団体が負担することになっているため、設備機器等に関して JSAF はその財産権を行使しないことを記載。

■「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」の改訂内容（「無線海岸局への船舶局加入規程」と「無線海岸局加入要領」案）参照

【改訂の骨子】

1. 不要な項目を排除し必要最低限の規程とすることで、わかりやすいものとする。
2. 現状の実態との整合性を図る。

【主な改訂点】

1. タイトルの変更

規程内容の変更に伴い、その内容を端的に表すため「JSAF 所属海岸局への加入・登録規程」から「無線海岸局への船舶局加入規程」へタイトル変更。

2. 加入規程と加入要領に分割

加入条件などの規程部分と実際の事務手続き方法などを記載した「無線海岸局加入要領」の2つに分割。加入手続きはかつての郵送、ファックス等から現在の web 登録に変更されたように時代のニーズに合わせて柔軟に変更する必要があるため。

3. 加入費用の支払先・申込先の変更

現行規程では初期費用（加入料+加入証明書発行手数料）は JSAF、年間利用料は艇が所属する加盟団体の収入となっていた。新規程では、JSAF 登録艇の加入料および加入証明書発行手数料および利用料の全ては海岸局管理加盟団体への納入するように変更。

現在 web 上では海岸局を管理していない団体でも加入証明書発行手続きが可能であるが、規程の改正に伴い web 上でも加入証明書発行手続きが可能なのは、海岸局を管理する団体のみに変更予定。

海岸局加入希望の船舶局は、その申込先は加入を希望する海岸局管理団体となる。

費用の収入先

加入費用の内訳	JSAF 登録艇	現規程	改訂案
加入料	0 円	JSAF	加入海岸局の加盟団体
加入証明書発行手数料	3,000 円	JSAF	加入海岸局の加盟団体
利用料 * 1	2,000 円/年	艇所属の加盟団体	加入海岸局の加盟団体

費用の収入先

加入費用の内訳	JSAF 非登録艇	現規程	改訂案
加入料	10,000 円	JSAF	JSAF
加入証明書発行手数料	3,000 円	JSAF	JSAF
利用料 * 1	10,000 円/年	艇所属の加盟団体	加入海岸局の加盟団体

* 1. 利用料は 5 年分一括支払い。

* 2. 現在加入費用の無料キャンペーン中（2015 年度まで予定）につき、JSAF 登録艇は 0 円。

以上